２．減価償却の会計処理方法
⑴　有形固定資産
定額法を採用しております。耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としております。主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～50年	構築物	２～60年
機械装置	４～17年	工具器具備品	２～15年
医療用機器	２～10年	船舶	２～15年
車両運搬具	２～７年		

なお、受託研究等収入により購入した償却資産については当該受託研究等期間を耐用年数としております。
また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第89）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。
⑵　無形固定資産
定額法を採用しております。なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。
３．引当金の計上基準
⑴　徴収不能引当金及び貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
⑵　賞与引当金及び見積額の計上基準
役員及び教職員に対して支給する賞与（期末手当及び勤勉手当）のうち、運営費交付金により財源措置がなされないものについては、その支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
また、上記以外の役員及び教職員に対して支給する賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金を計上しておりません。
なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を差し引いた額を計上しております。
⑶　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準
退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。
なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第86に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。
４．有価証券の評価基準及び評価方法
⑴　満期保有目的債券　償却原価法（定額法）
⑵　関係会社株式　移動平均法による原価法
⑶　その他有価証券
時価のないもの　移動平均法による原価法
５．たな卸資産の評価基準及び評価方法
⑴　たな卸資産（貯蔵品）
評価基準　低価法　評価方法　最終仕入原価法
⑵　医薬品及び診療材料
評価基準　低価法　評価方法　移動平均法
ただし、医薬品及び診療材料の評価方法については、たな卸資産管理のためのソフトウェア開発が完了するまでの間、最終仕入原価法によることとしております。
６．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
７．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法
⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法
近隣の地代や賃借料等を参考に計算しております。
⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率
10年国債（新発債）の平成25年３月末利回りを参考に0.560％で計算しております。
８．リース取引の会計処理
リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
９．消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。
Ⅱ．貸借対照表関係
１．担保資産
長期借入金29,820,290千円（一年以内返済予定長期借入金2,307,470千円を含む。）の担保に供しているものは次のとおりです。
土地　14,461,962千円
建物　37,047,497千円
２．賞与引当金の見積額
運営費交付金から充当されるべき賞与引当金の見積額は2,350,342千円です。
３．退職給付引当金の見積額
運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額は28,915,927千円です。
４．決算日における債務保証の総額
平成25年３月31日現在の債務保証の総額は22,070,022千円です。
５．利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの
⑴　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元金償還額の累計	39,228,502千円
当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計	38,121,942千円
利益剰余金に与える影響額（差引き）	1,106,559千円

⑵　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの

法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額累計	1,597,414千円

⑶　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる未収附属病院収入のうち、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　1,149,304千円
⑷　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる医薬品及び診療材料について、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　515,668千円
4,368,946千円